

丹波市地域資源活用懇話会公募委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、丹波市地域資源活用懇話会（以下「懇話会」という。）設置条例第3条に定める委員の一部を公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の委員数)

第2条 公募による委員（以下「委員」という。）の定数は2名以内とする。

(委員の任期と報酬)

第3条 委員の任期は委嘱する日から令和10年3月31日までとし、丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬及び費用弁償を支払う。

(応募資格)

第4条 委員に応募できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者で、令和8年4月1日現在において満年齢が18歳以上の者
- (2) 任期中10回程度の平日昼間又は夜間の会議に出席できる者
- (3) 丹波市議会の議員又は丹波市の職員でない者

(選考基準)

第5条 次の基準を満たす者を委員として選考する。

- (1) 本市の産業振興に関して高い関心を有していること
- (2) 懇話会における議論に積極的に参画する意欲と熱意を有していること
- (3) 多様な意見を持つ人と対話し議論を深めることができる視野の広さと柔軟性を有していること
- (4) 本市を取り巻く社会状況や地域経済の現状等に関して理解を有していること

(応募方法)

第6条 委員に応募しようとする者は、次の書類を産業経済部商工観光課に定められた期日までに持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、提出された書類は返却しないものとする。

- (1) 丹波市地域資源活用懇話会公募委員応募用紙
- (2) 「丹波市の農林業・商工業・観光業の連携によって生まれる新たな魅力やアイデア」をテーマに、提案内容を800字程度にまとめたレポート

(応募受付期間)

第7条 応募を受け付ける期間は、令和8年5月18日（月）から令和8年6月19日（金）までとする。

(選考方法及び結果通知)

第8条 丹波市地域資源活用懇話会公募委員選考審査会（以下「審査会」という。）は、提出された書類を審査し、選考結果は応募者全員に対し書面により通知するものとする。

2 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 産業経済部長
- (2) 産業経済部農林課長

(3) 産業経済部商工観光課長

(4) 産業経済部商工観光課参事

(庶務)

第9条 委員公募に関する庶務は、産業経済部商工観光課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。